

## 令和5年度 第2回東御市文書館運営委員会 次第

日時 令和6年2月14日(水) 午後2時

場所 北御牧公民館 2階 第2学習室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議事項

- (1) 新規寄贈歴史的文書について
- (2) 公開予定文書取扱確認について(原本所蔵先)
- (3) 公開文書目録判断基準について
- (4) 久保在家遺跡展の開催について(会議終了後 展示解説)

### 4 その他

### 5 閉 会

## 東御市文書館運営委員会 委員名簿

任期 令和5年3月1日～令和7年2月28日

氏 名	役 職 等	備 考
児 玉 卓 文	東御市文化財保護審議会委員	委員長
寺 島 隆 史	東御市文化財保護審議会委員	
渡 邊 洋 子	東御市社会教育委員	
小 林 利 佳	東御市教育委員	
齋 藤 英 世	元東御市職員	
花 岡 敏 道	元東御市職員	職務代理

### 【事務局】

柳 沢 秀 夫	教育次長	
柳 沢 眞由美	生涯学習課長	
渋谷 隆 志	生涯学習課文化財係長	
山 内 智 晴	生涯学習課文化財係主査	
堀 田 雄 二	東御市文書館専門員・学芸員	
坂 井 美 嗣	文化財専門員	



23	1	●●家	文化三年	1806	12		状	1	乍恐書付ヲ以奉願上之事		田中村●●口郷法ヲ破リ他所田地買入ノ事	小懸誌資料第63号 ●●
24	1	●●家	文化四年	1807			状	1	一札之事		米七俵請書	小懸誌資料第129-1号
25	1	●●家	文化四年	1807			帳	1	差上申一札之事		水車 ●●●●●●●●●●	小懸誌資料第80-1号
26	1	●●家	文化五年	1808	12		状	1	差上申一札之事		救米七俵口願	小懸誌資料第72号 ●●
27	1	●●家	文政五年	1822	6		状	1	乍恐御届出事申上之事		本海野村柵形際行倒死届 庄屋 ●●●●●●●●●● 庄屋 ●●●●●●●●●● 他 ●●●●●●●●●●	小懸誌資料第50号 ●●
28	1	●●家	文化六年	1809	12		状	1	乍恐願口上申上之事		赤坂村百姓 抱百姓願 御奉行様	小懸誌資料第58号 ●●
29	1	●●家	文化六年	1809	11		状	1	覚		田中百姓御給米請書	小懸誌資料第129-2号
30	1	●●家	文化六年	1809	12	17	帳	1	勘藏参宮二付餞別帳			
31	1	●●家	文化七年	1810			状	1	乍恐御届奉申上之事			小懸誌資料第30号 ●●
32	1	●●家	文化七年	1810			状	1	乍恐奉願上之事		水車許減届	小懸誌資料第80-2号
33	1	●●家	文化八年	1811	6		状	1	乍恐奉願上口之事			
34	1	●●家	文化八年	1811			状	1	一札之事		御給米礼状 二十六人連署	小懸誌資料第132号 ●●
35	1	●●家	文化八年	1811	2		状	1	乍恐奉願上口之事		五丁村入百姓五軒十四人極難二付	小懸誌資料第130-1号 ●木
36	1	●●家	文化八年	1811	2		状	1	乍恐御届奉申上之事		五丁村出奔届	小懸誌資料第57-1号 ●●
37	1	●●家	文化九年	1812	2		状	1	指上申御請一札之事			小懸誌資料第33号 ●●
38	1	●●家	文化九年	1812	12	24	状	1	乍恐書付ヲ以御届申上之事		田中村●●●●居家雪隠焼失届 庄屋 ●●●●●●●●●●	小懸誌資料第34号 ●●
39	1	●●家	文化九年	1812			状	1	指上申一札之事		五丁村 入百姓出奔届出	小懸誌資料第57-2号 ●●
40	1	●●家	文化九年	1812			状	1	差上申一札之事		組合連印	小懸誌資料第56-1号 ●●
41	1	●●家	文化十年	1813			状	1	差上申一札之事		村再興発起世屋掛金御給米御掛置御許可	小懸誌資料第27号 ●●
42	1	●●家	文化十年	1813	9		状	1	乍恐奉申上之事		村方助成之為無尽加入方願之事	小懸誌資料第47号 ●●
43	1	●●家	文化十年	1813	2		状	1	乍恐奉申上御事		不垮者二付嘆願書	小懸誌資料第23号 ●●

(2) 公開予定文書取扱確認について(原本所蔵先)

No	文書名・所蔵先	内 容 (来 歴)	公開活用の可否回答
1	<p>●●家文書 (海野宿 ●●家文書)</p> <p>所蔵先: 寄贈 早稲田大学図書館 資料管理課 特別資料室 (東京都新宿区西早稲田)</p>	<p>東部町立図書館開館時の昭和58年(1983)、図書館講座での古文書学習会用資料として、初代館長 関尚文氏が寄贈先の早稲田大学に向き、原本の撮影許可を得てマイクロフィルムに収めた。資料用として印刷された写し文書とマイクロフィルム13巻が保存されている。</p>	<p><b>不可</b></p> <p>41年前当時、図書館講座の資料として撮影が許可されたものと考えられる。よって他目的の利用は不可。フィルムや写し文書の破棄はせずとも、公開活用は不可であり保存のみとされたい。今後、当該文書の調査が必要な場合は所蔵先にて申請、許可のうえでの原本閲覧とされたい。</p>
2	<p>信濃国祢津●●家文書 (武蔵国江戸●●家文書)</p> <p>所蔵先: 寄託 国文学研究資料館 情報サービス係 (東京都立川市緑町)</p>	<p>経緯は不明であるが、●●家文書と同様に公的に印刷使用されたと考えられる写し文書が保存されている。現在、「祢津●●家文書」は「武蔵国江戸●●家文書」として、国文学研究資料館に寄託され、マイクロフィルムで保管、公開活用されている。</p>	<p><b>要協議・検討</b></p> <p>国文学研究資料館を介して原本所有者(●●家)の連絡先を回答していただいた。所有者宛、書簡での協議となる。</p>
3	<p>北御牧村誌資料 (布引鐵道資料 他)</p> <p>所蔵先: 長野県立歴史館 学芸部 文献史料課 (千曲市屋代)</p>	<p>北御牧村誌編纂時の資料として、布引鐵道関連文書である長野県内務部土木課文書の写しが保存されている。その他にも、長野県が発行した統計資料や一般刊行書籍からの写しも含まれている。</p>	<p><b>不可</b></p> <p>長野県の公文書資料は歴史館の所蔵史料として管理されている。申請内容によっては閲覧が可能。県所蔵文書の為、二次的利用は不可。破棄はせずとも村誌編纂資料としての保存のみとされたい。</p>

### (3) 公開文書目録判断基準について

#### 東御市文書館 歴史的文書等及び歴史的公文書等の閲覧制限の判断基準について(案)

##### 1 基本的な考え方

文書館は、地域の歴史的文書等及び市政に関する歴史的に重要な公文書等（以下「歴史的公文書等」という。）を保存管理する施設であることから、保存史資料は、原則として全て公開することとします。ただし、その内容には個人情報等の公開に適さないものが含まれる場合もあることから、基準の策定においては、市の情報公開制度との整合を図りながら、公開の是非を判断するものとします。

なお、情報公開制度上は非公開情報に該当する場合であっても、時の経過とともに非公開とする必要性が失われる場合があることも考慮し、当該情報の性質、当該情報が記録された当時の状況などを総合的に勘案して判断するものとします。

##### 2 閲覧を制限する事由について

歴史的公文書等のうち、次の(1)～(4)に掲げるものの閲覧を制限することとします。

###### (1) 当該歴史的公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

「個人に関する情報」とは、思想、信条、宗教、趣味等に関する情報、心身の状況に関する情報、家庭・生活に関する情報、経歴に関する情報、社会的活動に関する情報、財産状況に関する情報など個人に関する全ての情報をいいます。

なお、「個人に関する情報」であっても、次の(ア)～(エ)に掲げる情報にあつては公開することとします。

###### (ア) 法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

法令の規定により公にされている情報(不動産登記法に定める登記事項証明書に記載された所有者情報等)や、慣習として公にされている情報(市功労者名簿に記載された氏名、市の課長相当職以上の者の職及び氏名等)は、一般に公表されている情報であるため、公開することとします。

###### (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

当該情報の閲覧を制限することにより得られる利益よりも当該情報を閲覧させることにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合(公害発生施設の所有者に関する情報等)には、公開することとします。

###### (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

公務員の職に関する情報は、行政事務に関する情報と職務行為に関する情報と不可分の要素であり、市民に対する説明責任を果たすためにも、「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報」については、公務員の範囲を限定せず、公開することとします。(行政処分その他公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言の情報等)

(エ) 自己に関する情報。ただし、診療、指導、選考、試験その他評価又は判断に関する情報であって、当該本人に閲覧させないことが適当であると認められるものは除く。

個人に関する情報は、閲覧を制限する情報に該当しますが、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、閲覧できることとします。ただし、本人の生命、身体又は健康を害するおそれがある情報(病院・診療所等における診察記録、保健師による保健指導記録等)又は将来、事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報(審議会等委員選考の面接記録、その評価等)については、閲覧を制限することとします。

イ 事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は除く。

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、所得等に関する情報をいい、当該事業と関係のない個人に関する情報(家族状況、事業活動と区別される財産、所得等)は該当しないものであり、前記の個人情報として対応するものとします。「競争上の地位を害するおそれがある」とは、生産技術上のノウハウ、経営上の秘密等公開することにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいいます。

(イ) 市長、議会及び教育委員会等の行政委員会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、一般には公にされていないもの

「公にしないと条件」とは、契約書、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「公開しない」等の記載があるなど、明示されたものに限り、公にすることが必要である」とは、生命等への危害(公害、薬害、食品による危害等)が発生している状況があること、あるいは過去又は現在の状況から推測して、将来、生命等への危害を及ぼす可能性が高いことをいいます。

ウ 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の捜査、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

「人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の捜査、犯罪の予防…に支障を及ぼすおそれ」とは、公にすることにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、若しくはその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる場合又は特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる場合をいいます。

エ 市長、議会及び教育委員会等の行政委員会又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

「監査、検査、取締り又は試験」は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は

判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものです。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも、妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあり、このような情報は、閲覧を制限することとします。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、法規制を免れる方法を示唆することになるものは、閲覧を制限することとします。

**(イ) 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの**

本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは閲覧を制限することとします。

**オ 法令又は条例の定めるところにより、公にすることができない情報**

「法令又は条例の定めるところにより、公にすることができない」とは、法令等明文の規定をもって公にすることができないとされている情報(東御市議会会議規則に定める秘密会の議事録等)のほか、他の目的に対する使用が禁止されている情報(統計法に定める基幹統計を作成するために収集した情報)、個別法により守秘義務の対象とされている情報(労働安全衛生法に定める健康診断実施の事務に従事した者が、その事務に関して知り得た秘密等)などをいいます。

**(2) その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合**

利用請求に係る歴史的文書等、歴史的公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、当該歴史的文書等、歴史的公文書等の閲覧を制限することとします。

**(3) 原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合**

利用請求に係る歴史的公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は他機関への貸出し等、直ちに当該利用請求に応じることができない場合は閲覧を制限することとします。

なお、破損等のおそれがあり、原本を閲覧させることができない歴史的公文書等については、写真複製、電子的複写などの方法で原本を再現した複製資料(マイクロフィルム、PDFファイル等)により閲覧させることとします。

**(4) 利用に供するための整理が完了していない場合**

文書館における歴史的公文書等の受入れから、保存に必要な措置、記録内容の確認、目録の作成及び排架の作業が未だ完了していない場合には、当該歴史的公文書等の閲覧を制限することとします。

### 3 時の経過の考慮について

歴史的公文書等に記録された情報が、前記(1)に定める閲覧制限情報に該当するか否かを判断

するに当たっては、当該歴史的公文書等が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮することとします。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（閲覧制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお閲覧を制限すべき情報であると判断される場合には、必要最小限の制限を行うこととします。

個人情報をおこなすことにより、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、国立公文書館における「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参考にするものとします。

**【国立公文書館】30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について**

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例Ⅰ (国立公文書館の参考例)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害 その他の健康状態
(備考)		
<p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本機関の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の種類を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

#### 4 部分利用について

情報公開の考え方と同様に、利用請求に係る歴史的公文書等に閲覧制限情報が含まれている場合において、閲覧制限情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、閲覧制限情報を除外した部分について利用させることとします。

#### 5 市の実施機関による閲覧の特例

歴史的公文書等を作成した市の実施機関が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要があるとして当該歴史的公文書等について利用請求をした場合は、閲覧を制限する情報が記録されている場合であっても、閲覧の制限は行わないこととします。

#### (4)久保在家遺跡展の開催について

<p>東御市内最大の縄文集落跡「久保在家遺跡展」 会期: 令和6年2月9日(金)～3月 25 日(月)の平日 ※2/11・2/24・2/25・3/3・3/20 は特別開館 時間: 午前9時～午後4時 入場無料 会場: 東御市文書館</p>	
<p>開催主旨</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東御市内遺跡では最多の竪穴住居跡等縄文遺構が発掘された久保在家遺跡(新張地籍)について、市民をはじめ多くの人にその歴史的価値や意味を周知する。</li><li>・東御市内に確認できる豊富な縄文時代の遺跡、そこから出土した土器や土偶について、多くの人に見学してもらう機会とする。</li><li>・文書館施設(文化財展示室)の活用について、市民に知ってもらう機会とする。</li></ul>	<p>企画内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・久保在家遺跡から出土した多くの縄文中期土器、石器、出土品を展示紹介する。</li><li>・同時期の近接した遺跡から出土した特徴的な土器、出土品も同時に展示する。</li><li>・図録の作成と配布。</li></ul> <p>◎市民向け学習会の開催</p> <p>縄文中期遺跡、遺物の特長や久保在家の地域性についての専門研究者による解説。</p> <p>講師: 寺内隆夫 氏 (元長野県立歴史館学芸員) 日時: 3月 20 日(祝) 午後 1:30～3:00 会場: 北御牧公民館 2 階講堂・文書館(入場無料)</p>

#### 4 その他